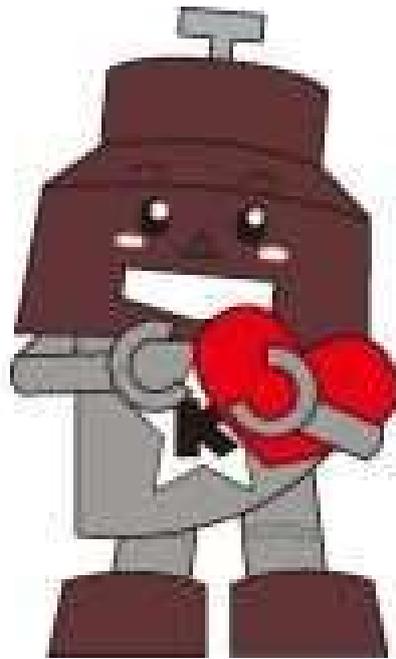


(仮称) 川口市子ども条例 (案)

逐条解説資料

【試案】



令和4年 月

川口市

1 制定の背景

川口市では、現在、令和2年度を始期とする「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さらなる「本当に住みやすいまち、子育てしやすいまち」となるよう、子育て支援をはじめとする児童福祉行政に取り組んでおります。

その一方で、近年は児童虐待の増加や子どもの貧困などが課題となっています。

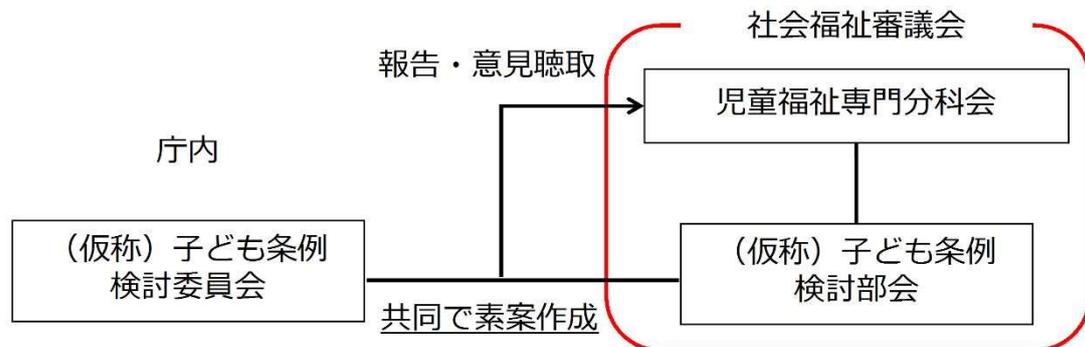
こうした状況を踏まえ、誰一人取り残さず、すべての子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指すため、(仮称)川口市子ども条例を制定するものです。

2 条例(案)の策定までの経緯

(仮称)川口市子ども条例の案を策定するにあたり、市長部局と教育委員会が連携して「(仮称)子ども条例検討委員会」を設置し議論を行ったほか、有識者で構成される「川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「(仮称)子ども条例検討部会」において審議を行い、専門的観点からのご意見をいただきました。

併せて、市内の小学5年生、中学2年生、川口市立高等学校の2年生を対象としたアンケート調査を実施しました。

(条例の検討体制)



3 条例（案）の内容について

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等及び事業者の責務及び役割を明らかにし、子ども・子育て支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。

【説明】

- ・この条例を定める目的が、「すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現」であるということを規定しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の者
- （2）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- （3）市民等 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動する個人、法人若しくは団体
- （4）育ち学ぶ施設等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通所し、通園し、通学し、又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けるための施設等
- （5）事業者 市内で事業活動を行う者

2 前項第1号の規定に関わらず、次条に定める基本理念の実現を図るため、または第3章に定める施策の実施のために必要であると認められる場合には、子どもの範囲を別に定めることができるものとする。

【説明】

- ・「子ども」及び「保護者」は、児童福祉法で定められている定義に合わせて定めています。また、市が定める条例となるため、市に関係する人に限定しています。
- ・「市民等」は、大人を含めた市民だけでなく、法人や団体を含めるものとして定めて

います。

- ・「育ち学ぶ施設等」は、保育所や学校のほか、児童館・児童センターや放課後児童クラブなど、子どもが関わる施設等を広く含みます。
- ・「事業者」は、子どもに関わる者だけでなく、市内で事業活動を行うすべての企業や団体を指します。
- ・第2項では、個々の子どもの状況に応じて必要な場合には、18歳を過ぎた後にも必要な支援を行うことを定めています。

(基本理念)

第3条 市における子ども・子育て支援に関する基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもが安全にかつ安心して成長できるようにすること
- (2) 子どもが健やかに成長できるよう、子どもの成長の段階に応じた必要な支援と環境づくりを行うこと
- (3) 一人ひとりの子どもが、自分らしくその能力と可能性を伸ばすことができるようにすること
- (4) 前3号の理念は、性別、国籍、経済状況、障害の有無、家庭のかたち、性的思考及び性自認等に関わらず、すべての子どもに適用されること

【説明】

- ・第1号では、1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に従い、子どもの権利を守ると共に、子どもの権利の侵害があった場合の救済を行うことにより、子どもが安全にかつ安心して成長できるまちを目指すことを規定しています。
- ・第2号では、子どもの妊娠期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期など、成長の段階に応じた必要な支援や、子どもの居場所などの環境づくりを行うことにより、子どもが健やかに成長できるまちを目指すことを規定しています。
- ・第3号では、家庭環境や経済な事情などにとらわれず、一人ひとりの子どもが自分らしくその能力と可能性を伸ばすことができるまちを目指すことを規定しています。
- ・第4号では、性別、国籍、経済状況、障害の有無、家庭のかたち、性的思考及び性自認等に関わらず、すべての子どもに対してこの条例の理念が適用されることを明示しています。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、保護者とともに子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負うことを自覚し、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うものとする。

3 市は、子ども・子育て支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置、人材確保のための措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

- ・市の子ども・子育て支援について果たさなければならない事項を規定しています。なお、「市」とは、市長部局だけではなく、教育委員会を含めた市役所の全ての部署を指します。
- ・第1項では、市が保護者とともに子ども・子育てに関する重要な責任を負うことを自覚し、子ども・子育て支援の司令塔となることを規定しています。
- ・第2項では、市が子ども・子育て支援に関わる人同士が連携してそれぞれの役割を果たし、効果的な支援を行うことができるよう、関係者同士の調整などを行うことを規定しています。
- ・第3項では、市が子ども・子育て支援に必要な予算や人をできる限り確保することを規定しています。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を負うことを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えるとともに、子どもが社会で生活する能力を身に付けることができるよう努めるものとする。

【説明】

- ・保護者が、子ども・子育てについて最も重要な役割を担う存在であり、子どもにとって良い家庭環境を作り出し、子どもの健やかな成長を支える役割を持つことを規定しています。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子ども・子育て支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【説明】

- ・市民等には、市や育ち学ぶ施設等が行う子ども・子育てに関する取り組みへの参画や子どもたちの見守り活動などを通じて、子ども・子育て支援に協力する役割がある旨を規定しています。

(育ち学ぶ施設等の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設等の関係者は、基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、また能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。

【説明】

- ・育ち学ぶ施設等の関係者には、一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもを第一に考えた支援を行う役割がある旨を規定しています。
- ・育ち学ぶ施設等の関係者が行う「支援」には、子どもへの支援だけでなく、子育てを担う保護者に対する支援も含まれます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び他の事業者が行う子ども・子育て支援のための取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員が当該従業員の子どもと接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

【説明】

- ・第1項では、市民等と同様に、事業者にも子ども・子育て支援に協力する役割がある旨を規定しています。
- ・第2項では、ワークライフバランスに配慮し、従業員が仕事と子育てを両立できる雇用環境づくりを行う役割がある旨を規定しています。

第3章 施策の実施

(子どもの権利の侵害等への対応)

第9条 市は、児童虐待、いじめ、体罰その他身体的及び精神的な暴力が子どもの権利の侵害にあたり、決して行ってはならない行為であるということを認識し、こうした行為の防止、早期発見に取り組むとともに、子どもの権利の侵害からの救済のために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・本市では、「児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」や「いじめを防止するためのまちづくり推進条例」を独自で制定し、児童虐待やいじめの問題に取り組んでいます。
- ・本条例では、それらに加えて、体罰その他子どもに対する身体的及び精神的な暴力が子どもの権利の侵害にあたるものと認識し、子どもの権利の侵害の防止、早期発見、救済に取り組む旨を規定しています。

(切れ目のない子育て支援)

第10条 市は、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた切れ目のない支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・子どもを安心して産み育てるようになるためには、子どもの成長段階や状況に応じた必要な支援を行い、子育てへの不安を軽減し、子育てを楽しめる環境を作ることが大切です。
- ・本市では、乳児を育てるすべての家庭への訪問や、子育てや母子保健に関する相談を広く受ける窓口の設置などを通じ、切れ目のない子育て支援に取り組むことを規定しています。

(子どもの育ちへの支援)

第11条 市は、子どもが安心して過ごし健やかに成長できる環境づくりのために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもからの困りごと等の相談を受ける体制を充実させるために必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、子どもが犯罪、交通事故及び有害環境による被害から守られ、安全に成長できる環境づくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・子ども・子育て支援には、保護者など子どもを「育てる」人を支援することに加え、子どもが「自ら育つ」ことができる環境を作ることが大切です。
- ・第1項では、令和4年に全面開園した「イイナパーク川口」などの子どもが遊べる場や、児童館・児童センター、放課後児童クラブなど子どもが安心して過ごすことができる場の充実など、子どもの成長を支え、後押しするための環境づくりに取り組むことを規定しています。
- ・第2項では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ相談窓口など、子どもからの相談に直接対応するための体制の充実に取り組むことを規定しています。
- ・第3項では、非行防止のキャンペーンや通学路等の安全点検などを通じ、子どもが犯罪や交通事故、有害環境による被害を受けることなく、安全に成長できる環境づくりに取り組むことを規定しています。

(家庭・養育環境への支援)

第12条 市は、課題を抱えた子育て家庭に対して、それぞれの状況に応じ、子どもとその家族が安心して生活することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもとその家族の支援の充実を図るため、子ども・子育てに関する課題について相談できる総合的な体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・近年、核家族化に伴う育児の孤立化、児童虐待の通告件数の増加、経済的な課題などを背景に、市の要保護児童対策地域協議会において支援の対象となる家庭が増加傾向にあります。
- ・第1項では、それぞれの課題を抱える家庭の状況に応じて、必要な支援に取り組むことを規定しています。
- ・第2項では、市の家庭児童相談室など、子ども・子育てに関する課題について総合的に相談できる窓口の充実に取り組むことを規定しています。

(子どもの未来応援)

第13条 市は、子どもの育ちが自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養うための重要なものであることを認識し、家庭等の状況に関わらず、すべての子どもに対して適切な教育の機会を確保し、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・子どもが大人に成長する過程において、自立的に生きる基礎を培うことはとても大切です。特に、勉強、部活動、友達の遊びなど、自分がやりたいことに取り組むことは重要です。通常大人が担うような家事や祖父母・弟妹の世話、家庭の経済状況などによりその時間が十分に確保できない子どもに対しては、必要な支援を行う必要があります。
- ・こうした認識のもと、子どもの生活・学習支援事業、家事援助、経済的支援等を通じて、いわゆるヤングケアラーに対する支援や子どもの貧困対策など、子どもの未来応援のための事業に取り組むことを規定しています。

(配慮が必要な子どもへの対応)

第14条 市は、障害のある子どもや日本語の習得が十分でない子どもなど、配慮が必要な子どもが健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもが障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち、性的思考及び性自認等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・ 障害のある子どもや日本語の習得が十分でない子どもが健やかに成長するためには、発達支援の充実や設備の整備、日本語教室の開催など、必要な配慮を行う必要があります。
- ・ 第1項では、すべての子どもが健やかに成長できるよう、配慮が必要な子どもに対しては、その状況に応じた必要な配慮を行うことを規定しています。
- ・ 第2項では、子どもが性別、国籍、経済状況、障害の有無、家庭のかたち、性的思考及び性自認等を理由とした差別及び不利益を受けることが決してないよう、広報啓発や相談支援など必要な施策に取り組むことを規定しています。

第4章 施策の推進

(施策の推進体制)

第15条 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び事業者は、前章に定める施策の推進にあたり、それぞれの責務又は役割を自覚し主体的に取り組むと共に、連携協力して取り組むものとする。

【説明】

- ・子どもに関する施策に携わる人たちが、自分たちの責務と役割を認識し、連携していかなければならないことを規定しています。
- ・市には、第2条で規定したとおり、関係者同士の調整などを行う責務があります。

(施策の推進に関する計画)

第16条 市は、前章に定める施策を総合的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。

2 市は、前項の計画を策定し、又は見直しを行おうとするときは、必要に応じて、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。

【説明】

- ・第1項では、子ども・子育て支援は多岐にわたることから、支援を全体的かつ効果的に進めるため、市として計画を定め、公表することを規定しています。
- ・第2項では、計画を新しく作るとき、内容を見直すときには、市の会議で意見を聴くなど、市民の意見を広く聴くことを規定しています。

(他の条例及び計画等との関係)

第17条 市は、川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例、その他子ども・子育て支援に関わる条例及び子ども・子育て支援事業計画、その他子ども・子育て支援に関わる計画等と相互に関連させて子どもに関する施策の推進を図るものとする。

【説明】

- ・市が、この条例と、他の条例や計画による事業などを組み合わせて効果的に子どもに関する施策を行うことを規定しています。

(子どもの意見の反映)

第18条 市は、子どもが意見を表明できる主体であることを認識し、第16条に定める計画その他子どもに関係する施策の推進にあたり、子どもの意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

- ・子どもは年齢や発達段階に応じた意見を表明することができます。また、子どもに関する施策を推進する際には、第一に子どもの最善の利益が考慮されなければなりません。この観点から、市が子どもに関する施策を推進する際には、子どもの意見を反映するための対応を行うことを規定しています。

(広報及び啓発)

第19条 市は、この条例及び子ども・子育て支援に関する保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

【説明】

- ・市が、この条例や子ども・子育て支援に関する事業について広く知ってもらうための取組みを行うことを規定しています。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

- ・この条例の施行について必要なことは、市長が規則や要綱で別に定めることを規定しています。